

岩手県告示第 625 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 6 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、キジ及びヤマドリの捕獲等を禁止することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成 19 年 8 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 19 年 9 月 19 日午後 1 時 30 分から
- (2) 場所 盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 P 1 階 P 1-K 会議室

2 捕獲等を禁止しようとする区域及び期間

- (1) 区域 県内一円の区域。ただし、猟区を除く。
- (2) 期間 平成 19 年 11 月 15 日から平成 24 年 11 月 14 日までの毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日まで